

インベスコ インド株式ファンド(年1回決算型)

追加型投信／海外／株式

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、基準価額等は、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先

お問い合わせダイヤル **03-6447-3100**
受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）
野村信託銀行株式会社

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年 1 回	アジア・エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

委託会社の情報

委託会社名	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1990年11月15日
資本金	4,000百万円（2024年12月末現在）
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	8兆5,947億円（2024年12月末現在）

■本書により行う、インベスコ インド株式ファンド（年1回決算型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月26日に関東財務局長に提出しており、2025年3月14日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。

■ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。

■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

インドの株式等を実質的な主要投資対象*とし、投資信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

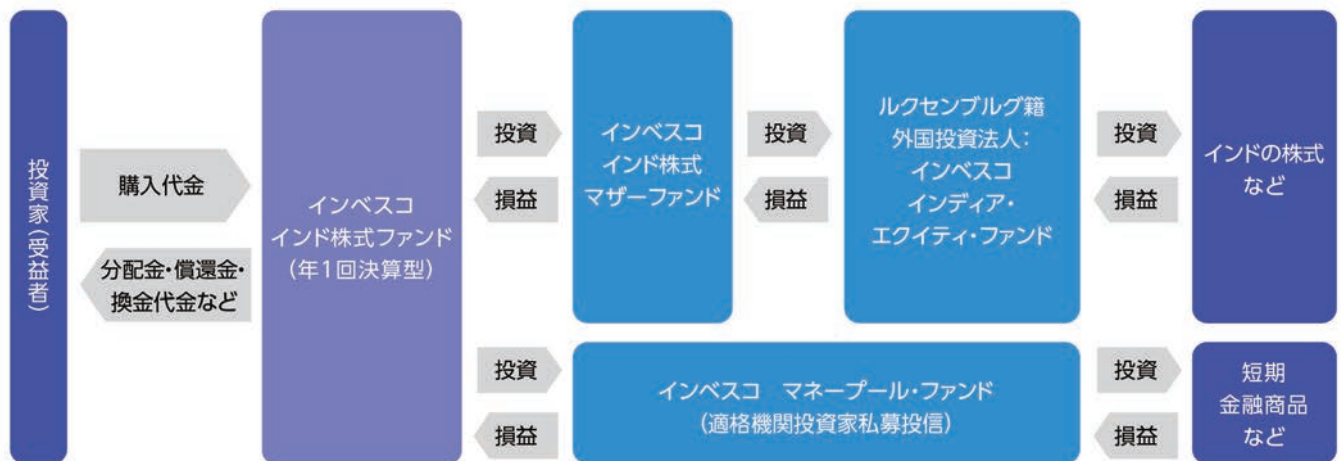
※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。
「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する投資対象をいいます。
ファンドは、「インベスコ インド株式 マザーファンド」および「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」を投資対象とし、「インベスコ インド株式 マザーファンド」の組入比率は原則として高位を保ちます。

ファンドの特色

- 1 主として、インドの株式等を実質的に投資します。
- 2 実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。

ファンドの仕組み

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



* ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更とすることがあります。

ファンドの運用プロセス

第1段階

投資アイデアの発掘

第2段階

ファンダメンタルズ分析

第3段階

ポートフォリオ構築

第1段階

投資アイデアの発掘

- インド株式の中から主に以下のような活動を通じ、投資アイデアを発掘します。
 - ・企業とのミーティング
 - ・インベスコ・グループ内での情報交換
 - ・外部アナリストとの情報交換

第2段階

ファンダメンタルズ分析

- 財務力：キャッシュフローを生み出す能力に注目
- 経営力：経営者は、株主に付加価値を与えうる経営方針を採用しているか評価
- ビジネス評価：業界環境や企業の競争力などを評価
- バリュエーション：各種の株価評価指数に基づいて割安度を測定

第3段階

ポートフォリオ構築

- ファンダメンタルズ分析を基にボトムアップ・アプローチによりポートフォリオを構築
- 組入銘柄の選択にあたっては、現在の組入銘柄の評価、新規リサーチ・アイデアを基に決定

* 上記はファンドの実質的な投資対象であるインベスコ インド株式 マザーファンドが投資する投資信託証券における運用プロセスです。ファンドの運用プロセス等は、ファンドの設定日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

〈追加的記載事項〉

■ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	インベスコ インド株式 マザーファンド	インベスコ マネープール・ファンド (適格機関投資家私募投信)
形態	証券投資信託（親投資信託）	証券投資信託
ファンドの目的	別に定める投資信託証券※への投資を通じて、主として、インドの株式等に実質的に投資し、投資信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

※マザーファンドが投資対象とする別に定める投資信託証券の概要

インベスコ インディア・エクイティ・ファンド クラスC-AD投資信託証券（米ドル建て）

インベスコ インディア・エクイティ・ファンド クラスJ-MD1投資信託証券（米ドル建て）

形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人
ファンドの目的	①主として、インドの企業が発行する株式等に投資することにより、元本の長期的な成長を目指します。 ②効率的な運用およびヘッジ目的のため、デリバティブ取引を行うことがあります。 ③原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
投資顧問会社	インベスコ・香港・リミテッド

* ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

■主な投資制限

投資信託証券※ ¹ への投資割合	制限を設けません。 ※ ¹ マザーファンド受益証券を含みます。
株式への投資割合	直接投資は行いません。
外貨建資産への実質投資割合※ ²	制限を設けません。 ※ ² 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、投資対象とした投資信託証券に属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属する投資信託証券の受益証券の時価総額に、投資信託証券の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。
デリバティブ取引の利用	直接利用は行いません。

分配方針

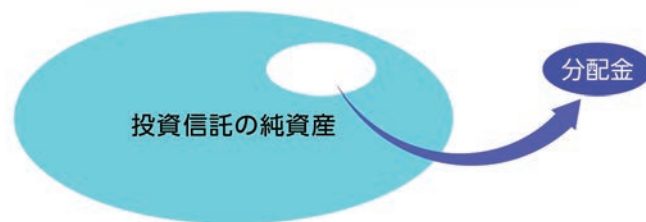
- 年1回の3月15日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは実質的に外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。

価格変動リスク



〈株式〉 株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。

〈デリバティブ〉 デリバティブの価格の下落は、基準価額の下落要因です。

デリバティブ（金融派生商品）の価格は、対象となる指標（金利、通貨、クレジットなど）の動向などを反映し、下落することがあります。また対象となる指標と異なる動きをする場合もあります。

信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。



ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。

カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。



投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。

新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。

為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。



為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。



市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

* 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

投資信託に関する留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。

- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。
- 運用担当部署は、投資対象ファンドのパフォーマンス状況や流動性リスク管理状況の確認、定性・定量面の評価、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行います。また、運用部門から独立した管理部門が、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定を行います。これらの結果は運用リスク管理委員会に報告されます。

- コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

* リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。
この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

ファンドは、2025年3月17日から運用を開始する予定です。

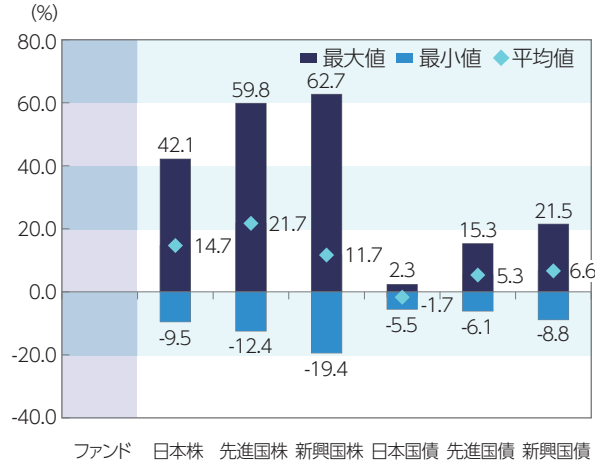
〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：該当事項はありません。
代表的な資産クラス：2020年1月～2024年12月



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

ファンドは、2025年3月17日から運用を開始する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

お申し込みメモ

購入の 申込期間	当初申込期間：2025年3月14日 継続申込期間：2025年3月17日から 2026年6月11日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書 を提出することによって更新されます。	購入・換金 申込受付の 中止および 取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむ を得ない事情があるときは、購入・換金のお 申し込みの受け付けを中止すること、および 既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受 け付けを取り消すことがあります。
購入単位	お申し込みの販売会社 にお問い合わせください。 *分配金の受け取り方法により、「分配金再投資 コース」と「分配金受取りコース」の2コース があります。	信託期間	2025年3月17日から 2035年3月15日まで
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額 (2025年3月14日の当初申込期間中は 1口当たり1円)	繰上償還	信託設定日より1年を経過した日以降にお いて、信託契約の一部解約により、ファン ドの受益権の総口数が30億口を下回るこ ととなった場合などは、信託期間の途中で 償還することがあります。
購入代金	販売会社が定める期日まで お支払いください。	決算日	毎年3月15日 (ただし、同日が休業日の場合は翌営業日) *第1期計算期間は、2025年3月17日から 2026年3月16日までとします。
換金単位	お申し込みの販売会社 にお問い合わせください。	収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益 の分配を行います。 *「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分 配金は税引後無手数料で再投資されます。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額	信託金の 限度額	1兆円を上限とします。
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して 6営業日目からお支払いします。	公 告	受益者に対する公告は、 日本経済新聞に掲載します。
購入・換金 申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換 金のお申し込みの受け付けを行いません。 ・ボンベイ証券取引所の休業日 ・ナショナル証券取引所の休業日 ・香港証券取引所の休業日 ・ルクセンブルクの銀行休業日	運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運 用報告書を作成し、知れている受益者に対 して交付します。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時30分まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) *販売会社によっては、より早い時間に申込締 切時間を設けている場合がありますので、詳 しくは、販売会社にお問い合わせください。	課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われま す。公募株式投資信託は税法上、一定の要 件を満たした場合に少額投資非課税制度 「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除は適用されません。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うた め、大口の換金申込には一定の制限を設け る場合があります。		

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

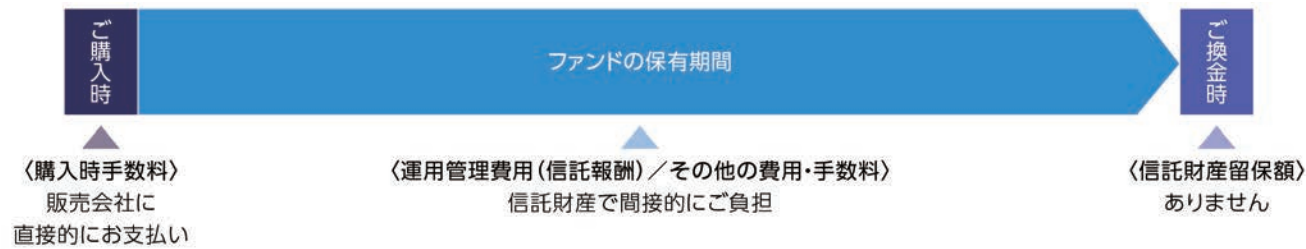
購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.85%（税抜3.50%）以内 の率を乗じて得た額 * 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	日々の投資信託財産の純資産総額に年率0.968%（税抜0.88%）を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。 信託報酬の配分は、以下の通りとします。		
	ファンドの 運用管理費用 （信託報酬）	年率0.968%（税抜0.88%）	
		配分先	配分 （年率/税抜）
		役務の内容	
	委託会社	0.05%	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
		0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
		0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
投資対象とする 投資信託証券	インベスコ インド株式 マザーファンド 信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 運用管理費用：年率1.50%		
	インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信） 信託報酬：年率0.55%（税抜0.50%）以内 * 上記の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。		
実質的な負担		年率2.468%（税込）程度 * 上記の値は目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって変動します。	
その他の費用・手数料		- 組入有価証券の売買委託手数料などは、実費を投資信託財産中から支払うものとし、これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 - 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限として、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとし、 - マザーファンドが投資対象とする投資信託証券において、管理事務代行報酬（年率0.40%以内）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。	

* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

各費用をご負担いただく時期



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税：換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- * 上記税率は2024年12月末現在の情報をもとに記載しています。

* 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

インベスコ・アセット・マネジメント